

「医療法施行条例の一部を改正する条例案」の概要

1 改正理由

病院が有しなければならない人員に管理栄養士を追加する必要がある。

2 改正内容

基準条例等の規定形式の変更により、次に掲げる基準については医療法施行規則（昭和二十三年 厚生省令第五十号）（同省令の改正に係る厚生労働大臣の定める医療従事者を含む）に定めるものをもってその基準とする（県独自の基準なし）。

<改正前>

<改正後>

- | | | |
|----------------------------------|---|--------------------|
| 1) 第二条（既存病床数及び申請病床数の算定に係る補正） | → | 第二条 |
| 2) 第三条（病院等の専属薬剤師の設置の基準） | → | 第三条 |
| 3) 第四条（病院が有しなければならない人員） | → | 第四条（病院等の人員及び施設の基準） |
| 4) 第五条（病院が有しなければならない施設） | → | 第四条（ " ） |
| 5) 第六条（療養病床を有する診療所が有しなければならない人員） | → | 第四条（ " ） |
| 6) 第七条（療養病床を有する診療所が有しなければならない施設） | → | 第四条（ " ） |

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。